

堤根処理センター維持管理情報

令和3年5月

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号イに係る項目

項目	対象	種類	数量（t）
処分した一般廃棄物の種類及び数量	1号炉	可燃性混合廃棄物	4,858.59
	2号炉	可燃性混合廃棄物	1,074.85

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ロ及びホ※¹に係る項目

項目	測定の結果が得られた年月日		令和2年5月1日～令和2年5月31日	
	対象	測定を行った位置	測定の結果※ ²	基準値
燃焼室中の燃焼ガスの温度（℃）	1号炉	炉出口	900	800℃以上
	2号炉	炉出口	899	
集じん器に流入する燃焼ガスの温度（℃）	1号炉	集じん器入口	198	おおむね200℃以下
	2号炉	集じん器入口	197	
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度（ppm）	1号炉	集じん器出口	12	100ppm以下
	2号炉	集じん器出口	11	

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ハに係る項目

項目	対象	除去を行った年月日
冷却設備にたい積したばいじんの除去	1号炉	—
	2号炉	令和3年5月11日～15日
排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	1号炉	—
	2号炉	令和3年5月11日～15日

廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一号ニに係る項目

項目		測定に係る排ガスを採取した年月日		測定の結果の得られた年月日	
		1号炉	—	—	—
		2号炉	—	—	—
	対象	測定に係る排ガスを採取した位置	測定の結果	基準値	
	1号炉	—	—	【13.58m ³ N/h】	
硫黄酸化物濃度（ppm） 【硫黄酸化物排出量（m ³ N/h）】	2号炉	—	—		
ばいじん濃度（g/m ³ N） （O ₂ 12％換算）	1号炉	—	—	0.04g/m ³ N	
	2号炉	—	—		
塩化水素濃度（mg/m ³ N） （O ₂ 12％換算）	1号炉	—	—	550mg/m ³ N	
	2号炉	—	—		
窒素酸化物濃度（ppm） （O ₂ 12％換算）	1号炉	—	—	250ppm	
	2号炉	—	—		
煙突から排出される排ガス中の※ ³ ダイオキシン類の濃度（ng-TEQ/m ³ N）		測定に係る排ガスを採取した年月日		測定の結果の得られた年月日	
		1号炉	—	—	—
		2号炉	—	—	—
	対象	測定に係る排ガスを採取した位置	測定の結果	基準値	
	1号炉	—	—	1.0ng-TEQ/m ³ N	
	2号炉	—	—		

特記事項

記入欄の「—」は、当該項目についての実施及び測定・報告等がなかったことを表します。

※¹ 固形燃料未使用、ばいじん又は焼却灰の焼成なし。

※² 測定の結果については、月の平均値とする。

※³ 年1回以上の測定とする。